

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和7年11月11日（火） 8：46～9：01

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：高市早苗 内閣総理大臣
林芳正 国務大臣（総務大臣）
平口洋 国務大臣（法務大臣）
片山さつき 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
松本洋平 国務大臣（文部科学大臣）
上野賢一郎 国務大臣（厚生労働大臣）
鈴木憲和 国務大臣（農林水産大臣）
赤澤亮正 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
金子恭之 国務大臣（国土交通大臣）
石原宏高 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
小泉進次郎 国務大臣（防衛大臣）
木原稔 国務大臣（内閣官房長官）
松本尚 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
牧野たかお 国務大臣（復興大臣）
あかま二郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
黄川田仁志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城内実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小野田紀美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠席者：茂木敏充 国務大臣（外務大臣）
陪席者：尾崎正直 内閣官房副長官
佐藤啓 内閣官房副長官
露木康浩 内閣官房副長官
岩尾信行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 8件
- 国会提出案件 9件
- 法律案 4件
- 政令 4件
- 人事 4件
- 配布 1件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○木原国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、佐藤副長官から御説明申し上げます。

○佐藤内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「ＴＰＰに関する主要閣僚会議等の設置について」及び「ＴＰＰ等総合対策本部の設置について」の一部改正について、御決定をお願いいたします。本件は、「経済再生担当大臣」を「日本成長戦略担当大臣」に改めるものであります。

次に、「地域未来戦略本部の設置」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、黄川田大臣から御発言があります。

次に、「まち・ひと・しごと創生本部の副本部長の特定について」の一部改正について、御決定をお願いいたします。本件は、「まち・ひと・しごと創生担当大臣」を「まち・ひと・しごと創生本部に関する事務を担当する国務大臣」に改めるものであります。

次に、「公務員の給与改定に関する取扱い」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣官房長官及び松本尚大臣から御発言があります。

次に、令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害対応関係2件について、御決定をお願いいたします。「同災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置」は、同災害により被害を受けた区域内に事業所を有する中小企業者等に対し、貸付金利軽減の特別措置を講ずるものであり、「同災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定令」は、同災害を激甚災害として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置として、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等を指定するものであります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、施設・区域の共同使用について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、海上自衛隊艦艇の入渠検証作業を実施するため、横須賀海軍施設の一部土地等を共同使用するものであります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「エルサルバドル国」及び「コスタリカ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、「死因究明等推進白書」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、厚生労働大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書8件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律案4件について、御決定をお願いいたします。まず、「ストーカー規制法の一部改正法案」及び「配偶者暴力防止法の一部改正法案」は、相手の承諾を得ずに、紛失防止タグの位置情報を取得する行為を規制の対象とする等の措置を講ずるものであります。

次に、「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部改正法案」は、保護司の安全確保を図り、その適任者を確保するため、保護司の委嘱条件の見直し、任期

の延長等の措置を講ずるものであります。

次に、「気象業務法及び水防法の一部改正法案」は、水災による被害の軽減を図るため、洪水の特別警報の創設、国土交通大臣等が共同して行う高潮の予報及び警報の創設等の措置を講ずるものであります。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「金融商品取引法施行令の一部改正令」は、証券投資信託について、金融商品債務引受けの対象取引の範囲を拡大するものであります。

次に、「電気工事士法施行令の一部改正令」は、電気工事士試験の受験手数料の額を改定するものであります。

次に、「輸出貿易管理令の一部改正令」は、国際的な平和及び安全の維持のため、経済産業大臣の許可を要する貨物として、ペプチドの合成を行うための装置を追加等するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、特命全権大使鈴木秀生の広報外交を担当するための日本政府代表を免すること、及び同大使にフランス国等駐箚を命ずることを承認することについて、それぞれ御決定をお願いいたします。

次に、デジタル監浅沼尚を願いに依り免じ、その後任に、元内閣官房内閣審議官三角育生を任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、斎藤義房外106名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をヨルダンとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、155億円を限度とする円借款を「経済成長のための強靭性向上及び人的資本開発プログラム・ローン」として供与することについて、取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○木原国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、黄川田大臣。

○黄川田国務大臣：地域未来戦略本部は、地方が持つ伸び代を活かし、国民の暮らしと安全を守る「地域未来戦略」を推進するため、総理を本部長、官房長官と担当大臣である私を副本部長とし、関係閣僚から構成される本部として設置するものです。

「地方の活力は、すなわち日本の活力」です。地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成し、世界をリードする技術・ビジネスを創出するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を強力に支援してまいります。従来の地方創生の取組に加え、より経済に重きを置いた取組を推進してまいりますので、閣僚の皆様におかれでは御協力をお願いいたします。

○木原国務大臣：次に、私から、去る8月7日に行われた人事院勧告を踏まえた公務員の給与改定に関する取扱いについて、申し上げます。本日、給与関係閣僚会議を開催して協議した結果、取扱いについて関係閣僚の意見の一致をみたところであります。以上、御報告申し上げます。

○木原国務大臣：次に、松本尚大臣。

○松本（尚）国務大臣：ただいま官房長官から御報告のあった公務員の給与改定に関する取扱いについて、その内容を御説明申し上げます。一般職の国家公務員の給与

については、人事院勧告どおり改定を行う。特別職の国家公務員の給与については、一般職の国家公務員の給与改定に準じて改定を行う。なお、閣僚等が、国会議員の職を兼ねる場合に行政庁から支給される給与については、当分の間、支給しないこととする。以上のとおりであり、この内容に沿ったものがお手元の閣議決定案でございます。

○木原国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○上野国務大臣：「死因究明等推進白書」について申し上げます。この白書は、死因究明等推進基本法に基づき、毎年、国会に報告するものです。今回の白書では、令和6年7月5日に閣議決定された「死因究明等推進計画」に基づいて令和6年度中に政府が講じた施策について報告しています。令和6年度は、地域における死因究明の実施体制の整備に向けて、引き続き、解剖等を行う拠点整備のモデル事業を実施するなど、着実に施策を進めることができました。今後とも、安全で安心して暮らせる社会、そして、生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に向けて、死因究明等の推進に取り組んでまいりますので、関係閣僚の皆様の格段の御協力をお願い申し上げます。

○木原国務大臣：次に、総務大臣。

○林国務大臣：政府主催の全国都道府県知事会議を、別紙のとおり、11月26日水曜日午後4時から総理大臣官邸で開催することとしたいので、御了解くださるようお願いいたします。なお、当日の会議では、内閣総理大臣と知事との懇談、各閣僚と知事との懇談を行うこととしております。

○木原国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。黄川田大臣から御発言がございます。

○黄川田国務大臣：11月12日から25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施します。配偶者等への暴力、性犯罪・性暴力等の暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されません。暴力を断じて許さないという社会規範を醸成していくことが重要です。本運動では、配偶者等への暴力、性犯罪・性暴力等の根絶のため、地方公共団体や関係機関との連携の下、意識啓発等の取組を一層強化するとともに、被害を受けた方が相談につながることができるよう、広報などを集中的に行います。また、女性に対する暴力の根絶のシンボルである「パープルリボン」の着用の呼び掛けや、全国のランドマークをシンボルカラーの紫色に点灯する「パープル・ライトアップ」など、各地で様々な取組が行われます。閣僚各位におかれましては、本運動の実施に当たって、広報啓発等の取組に一層の御協力をお願いいたします。

○木原国務大臣：ほかに御発言はございますか。財務大臣。

○片山国務大臣：今のパープルリボンに関連して、私も昔担当大臣でしたが、DVと児童虐待は関連していると言われており、今赤澤大臣が着用されているように、児童虐待のオレンジリボンとパープルリボンが組み合わさったWリボンバッジもあります。

○木原国務大臣：経済産業大臣。

○赤澤国務大臣：少し補足しますと、このWリボンバッジは吹田市が始めたものですが、良いアイディアだと思います。毎回バッジを2つ着用することは大変ですし、かなり認知度も高いバッジと承知しています。

○木原国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件 令和7年
11月11日 (火)

◎一般案件

- 資料り ○ 「TPP（環太平洋パートナーシップ）に関する主要閣僚会議等の設置について」及び「TPP（環太平洋パートナーシップ）等総合対策本部の設置について」の一部改正について（決定）
(内閣官房)

- 〃 ○ 地域未来戦略本部の設置について（決定）（同上）
〃 ○ 「まち・ひと・しごと創生本部の副本部長の特定について」の一部改正について（決定）（同上）
〃 ○ 公務員の給与改定に関する取扱いについて
(決定) (内閣官房・財務省)
〃 ○ 令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について（決定）
(財務省・内閣府本府・厚生労働・経済産業省)

- 〃 ○ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第2条に基づく施設及び区域の共同使用について
(決定) (防衛省)

- 資料な
料し ☆エルサルバドル国駐箚特命全権大使佐野豪俊外1名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使星野芳隆外1名の解任状につき認証を仰ぐことについて（決定） (外務省)

◎国会提出案件

- 資料り ○ 「令和6年度政府が講じた死因究明等に関する施策」について（決定） (厚生労働省)

資料
あ
り

- 1. 衆議院議員八幡愛（れ新）提出公正取引委員会による労働組合結成の促進の適否に関する質問に対する答弁書について（決定）
（公正取引委員会）
- 1. 衆議院議員八幡愛（れ新）提出高齢者による火災の防止及び生活支援を含む啓発活動の在り方に関する質問に対する答弁書について（決定）
（総務省）
- 1. 衆議院議員藤原規眞（立憲）提出更生保護施設委託費減額に関する質問に対する答弁書について（決定）
（法務省）
- 1. 衆議院議員緒方林太郎（有志）提出所信表明演説の幾つかの点に関する質問に対する答弁書について（決定）
（財務省）
- 1. 衆議院議員八幡愛（れ新）提出身体障害者手帳の認定基準の透明性及び支援の在り方に関する質問に対する答弁書について（決定）
（厚生労働省）
- 1. 衆議院議員大石あきこ（れ新）提出介護支援専門員の更新制度及び待遇確保策に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
- 1. 参議院議員石垣のりこ（立憲）提出医師の偏在是正に向けた総合的な対策に関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）
- 1. 参議院議員石垣のりこ（立憲）提出高市早苗内閣総理大臣の所信表明演説で言及されたT S M C の経済効果に関する質問に対する答弁書について（決定）
（経済産業省）

資料
あ
り

- ① ○ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）
（警察庁）
- 〃 ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）
（内閣府本府）

- 資料あり ○更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案（決定）（法務省）
〃 ○気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案（決定）（国土交通省）

◎政 令

- 資料あり ○令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（決定）
〔内閣府本府・総務・財務・文部科学・
厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省〕
〃 ○金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（決定）（金融庁）
〃 ○電気工事士法施行令の一部を改正する政令（決定）（経済産業省）
〃 ○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（決定）（同上）

◎人 事

- 資料あり ☆特命全権大使鈴木秀生の広報外交を担当するための日本政府代表を免ずることについて（決定）
〃 ○三角育生をデジタル監に任命し、デジタル監浅沼 尚を願に依り免ずることについて（決定）
〃 ○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
〃 ☆斎藤義房外106名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

☆広島県知事選挙結果調（総務省）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和7年
11月11日〕 (火)

◎一般案件

資料なし ○円借款の供与に関する日本国政府とヨルダン・ハ
シェミット王国政府との間の書簡の交換について
(決定) (外務省)

[○署名あり ☆署名なし]